第11表 神経・筋疾患

	区分		疾病名	疾病の状態の程度
1	脳動静脈奇形	1	脳動静脈奇形	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
2	海綿状血管腫(脳脊髄)	2	海綿状血管腫(脳脊髄)	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
3	脳形成障害	3		運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合

第12表 慢性消化器疾患

区分		番号	疾病名	疾病の状態の程度
1	非特異性多発性小腸潰瘍症	1	非特異性多発性小腸潰瘍症	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合

第13表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

区分		番号	疾病名	疾病の状態の程度
	染色体又は遺伝子に変化を伴 う症候群	1	MECP2重複症候群	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群の基準(ア)又は基準(ウ)を満たす場合
		2		染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群の基準(ア)、基準(イ)又は基準(ウ) を満たす場合

本表中「基準(ア)」、「基準(イ)」「基準(ウ)」及び「基準(エ)」とは、それぞれ次の表の右欄に掲げる基準をいう。

基準(ア)	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上続く場合である こと。
	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又は β 遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合であること。
基準(ウ)	治療で呼吸管理(人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。)、 酸素療法又は胃管、胃瘻、中心静脈栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合であること。
	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合であること。ただし、治療から5年を経過した 場合は対象としないが、再発などが認められた場合は、再度対象とする。